

## 軽自動車申請書類について

令和2年12月23日 軽自動車検査協会から発表された『申請手続きにかかる押印・署名の廃止(令和3年1月4日実施)』に基づき、軽自動車申請書類の取扱いを下記のように対応させていただきます。ご理解とご協力をお願い致します。

押印が不要となるもの

申請依頼書・返納確認書・譲渡証明書

※所有者承諾書が必要な場合、従来通り所有者の押印が必要となります。

※軽自動車検査協会のホームページ（<https://www.keikenkyo.or.jp>）「申請手続きに関するお知らせ」をご確認ください。  
ご不明な点がございましたら、各会場「書類課」までお問合せください。